

ALPS処理水の海洋放出開始に伴う科学的根拠に基づかない一方的な主張や虚偽の情報に毅然とした態度で臨むことを求める意見書

国は、8月24日、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な運営に向けて、敷地内に保管されているALPS処理水の海洋放出を開始した。放出期間は30年程度に及ぶ見通しであり、今後、徹底したモニタリングを継続し、国内外からの様々な懸念を払拭していく必要がある。

ALPSで浄化された放射性物質トリチウムを含む処理水を海洋へ放出することに対し、一部の国などにはその安全性を危惧する意見もあるが、トリチウムは雨水や水道水などにも含まれるなど自然界に広く存在しており、また、欧米や中国・韓国など原子力施設を有する国々においてもトリチウムを含む水の海洋放出は恒常的に行われている。とりわけ、我が国における海洋放出計画の安全性は、国際原子力機関（IAEA）の評価において「人及び環境に対し無視できるほどの放射線影響」とされており、「国際安全基準に合致している」との報告書がまとめられ、多くの国々も我が国の本計画に理解を表明している。

そのような状況の中、中国は、処理水を「核汚染水」と称して虚偽の情報を世界中へ発信し、また、外務省の報道官が「生態環境の破壊者、世界の海洋環境の汚染者」などの悪罵を放ち、科学的根拠もないまま、一方的に日本産水産物の全面輸入停止に踏み切った。これは科学的根拠に基づかない一方的な主張や虚偽の情報であり、国は毅然として対応する必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 中国による日本産水産物の全面輸入停止は、科学的根拠に基づかない一方的な措置であり、ALPS処理水の海洋放出に関する誤った認識を殊更に喧伝するものことから、処理水の海洋放出における安全性を粘り強く説明し理解を得るとともに、中国に対して全面輸入停止の即時撤廃を強く求めること。
- 2 粘り強い説明も空しく、中国が科学的根拠もないまま日本産水産物の全面輸入停止を続ける場合には、貿易関連の経済的威圧であり到底容認できないことから、世界貿易機関（WTO）への提訴などを含めた対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

福島県議会議長 渡辺義信